

健生食監発 1227 第14号
医薬監麻発 1227 第 4 号
令和 6 年 12 月 27 日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長

(公 印 省 略)

厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長

(公 印 省 略)

「いわゆる「健康食品」・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領について」
の一部改正について

いわゆる「健康食品」又は健康食品と称する無承認無許可医薬品による健康被害発生の未然防止及び被害発生時の拡大防止を目的として、「いわゆる「健康食品」・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領について」(令和 6 年 8 月 23 日付け健生食監発 0823 第 4 号・医薬監麻発 0823 第 1 号) を示し、健康被害発生の未然防止のための体制整備及び被害発生時の対応手順等について周知してきたところ。

今般、「機能性表示食品に係る健康被害情報の情報提供義務化等に関する説明会」における参加者からのご意見や機能性表示食品等の健康被害情報への対応に関する小委員会での議論等を踏まえ、当該通知を一部改正し、改正後の「いわゆる「健康食品」・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領」及び「健康食品の摂取に伴う健康被害情報提供票」を別紙のとおりとし、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言として通知するので、確認の上、健康被害発生の未然防止及び被害発生時の拡大防止について適切な対応をお願いしたい。